

## カフェ経費負担区分表

No.	項目	備考	区分	
			市	事業者
1	光熱水費	カフェ運営に必要な電気（個別メーター設置費含む）、上下水道使用料		○
2	カフェ設備、厨房設備機器類購入費、改装及び補修費	別表「工事区分表」に記載のあるA工事	○	
		別表「工事区分表」に記載のあるB及びC工事		○
		別表「工事区分表」に記載のないもの		○
3	カフェ設備、厨房設備機器類の消耗品などの維持費			○
4	厨房内什器類購入費			○
5	食器類購入費			○
6	飲食スペース什器類購入費			○
7	通信費	外線・内線電話使用料を含む		○
8	定期清掃費	グリーストラップ、ダクト等の定期清掃費		○
9	日常清掃費（テナント部分）	毎日行う厨房、売場及び飲食スペースの清掃費（器具類含む）		○
10	日常清掃費（多目的スペース）	市は開庁日においてはトイレを含む多目的スペース全体の清掃を行う。閉庁日においてはカフェ営業日の営業開始前に別紙図面7に示す共用施設の利用部分の清掃を行う。事業者は使用施設周辺においても当該事業で発生したものと考えられるゴミ等に関しては清掃を行うこと。また、閉庁日及び開庁日の開庁時間外においては別紙図面7に示す共用施設の利用部分の清掃を定期的に行うこと。清掃方法や回数は別途協議とする。	○	○
11	防虫・防鼠費	多目的スペースは市、テナント部分は事業者とする。	○	○
12	精算システム（レジスター）購入費、維持費			○
13	食材料費			○
14	廃棄物処理費			○
15	カフェの運営に係る保険料			○
16	その他諸経費			○
17	上記以外のカフェの運営費			○
18	施設の修繕	事業者の責めに帰すべき修繕は事業者、市の責めに帰すべき修繕は市とする。なお、それ以外の施設の損傷にかかる修繕については協議事項とする。	○	○